

研修会開催の基本方針

1. 全国各地で独自に資格継続のための研修会を開催していただく。
2. 全国各地の臨床整形外科医会などが主催団体となるが、その他の団体はセラピスト研修委員会が審査し認定する。
3. 講師および講演内容をセラピスト研修委員会が審査し認定する。
4. 各都道府県における研修会は独立採算で開催していただく。

研修会開催の手順

1. 研修会開催申請書の記入と郵送

①研修会申請書をダウンロードして下さい。

(PDF) [運動器リハビリテーションセラピスト研修会申請書 \(様式1\)](#) [\(様式2\)](#)

②申請書を開催日の3ヵ月前までにセラピスト研修会事務局に郵送して下さい。

(FAXでのお申込みは受付しておりません)

2. 主催団体、講演内容、講師の認定基準

①主催団体は、都道府県・市町村の臨床整形外科医会、あるいは同等以上の医学関連の学術団体（医師が過半数）とします。

②講演内容は、運動器リハビリテーションに関するものとします。基本的には、「運動器リハビリテーションシラバス」の内容にそった研修会としますが、運動器リハビリテーションに関係する内容であれば、医師向けのものでも可とします。

「運動器リハビリテーションシラバス」

発行：株式会社南江堂 <http://www.nankodo.co.jp>

【目次】

第 I 章	運動器リハビリテーションとは
第 II 章	運動器リハビリテーションのプロセス
第 III 章	介護保険の仕組みと医療と介護との連携
第 IV 章	運動器の仕組み
第 V 章	運動機能と生活の評価
第 VI 章	認知症と運動器リハビリテーション
第 VII 章	物理療法の実施法および適応と禁忌
第 VIII 章	肢体不自由（運動器疾患と神経疾患）の運動療法
第 IX 章	ロコモティブシンドロームと運動器不安定症
第 X 章	アスレティックリハビリテーション
第 XI 章	上肢のリハビリテーション
第 XII 章	下肢のリハビリテーション
第 XIII 章	脊椎のリハビリテーション
第 XIV 章	切断、装具、杖、車いす

③講師は、日整会運動器リハビリテーション認定医、あるいは大学助教（助手）程度以上の学識を有する医師とします。

3. 審査および結果の通知・受講証明書一式の送付

セラピスト研修委員会で審査し、申請日から1ヵ月以内に結果を通知します。

審査に合格された主催者には、研修会認定書と共に受講証明書および研修会報告書も同封して郵送します。

4. 申請料の振込

各研修会につき1万円を指定口座に振込んで下さい。

（振込用紙は審査結果通知と一緒に送ります。）

5. HP への掲載

お振込の確認が取れましたら、当学会 HP「資格継続研修会開催情報」

<https://www.jsmr.info/continues/show>

のページに研修会情報を掲載いたします。

6. 研修会開催と受講証明書の回収

①研修会の開催方法（会場、受講料、募集方法など）は主催者に一任します。

②主催者はセラピストの受講を確認し、受講証明書の切り取り線から下半分を受講者から回収してください。（上半分は受講者が保存）

③受講証明書には、必ず「セラピスト研修認定証」の認定番号が必要です。

（不正防止、名簿データ入力時の確認のため）

※セラピストの認定番号は9桁の数字です。

7. 報告書類一式の提出

開催日から1ヵ月以内（過ぎたら無効）にセラピスト研修会事務局宛に以下の2点を郵送して下さい。

①回収した受講証明書

※主催者が郵送したもののみを有効とします。

②研修会報告書

8. セラピスト管理名簿への入力

受講証明書の情報をセラピスト研修会事務局で名簿へ入力し、単位付与いたします。

セラピスト研修会事務局

〒106-0032

東京都港区六本木 6-15-21 ハークス六本木ビル

株式会社レイ MICE 事業部

セラピスト研修会事務局

FAX : 03-3475-8681